

## 習志野市公共施設再生・地域活性化委員会設置要領

### (設置目的)

第1条 本格的な少子高齢社会を迎え、人口が減少し、財政的にも厳しさが増すことが予想される中、老朽化が進む本市の公共施設を、将来にわたり持続可能な量と質へと転換し、時代の変化に応じた行政サービスを維持するために、中長期的視点に立った公共施設再生計画を策定するにあたり、従来の行政改革の視点に加え、地域再生、地域活性化の観点から分析、検討する習志野市公共施設再生・地域活性化専門プロジェクトチームの行った調査に対して、第三者的視点から評価及び意見をすることを目的として、習志野市公共施設再生・地域活性化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 行政財産である本市の施設のうち、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産、プラント施設及びごみ収集所等の小規模な施設を除く施設をいう。
- (2) 公共施設再生 公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、市民ニーズに対応した施設の適正な配置、効率的な管理運営及び財源確保を実現することをいう。
- (3) 特定地域再生事業 内閣府地域活性化推進室が所掌する特定地域再生制度に基づく事業。
- (4) 習志野市公共施設再生・地域活性化専門プロジェクトチーム 特定地域再生事業の実施及び習志野市公共施設再生計画の策定にあたり特定課題について分析、検討する実施組織をいう。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 特定地域再生事業に関すること。
- (2) 習志野市公共施設再生計画に関すること。
- (3) 習志野市公共施設再生・地域活性化専門プロジェクトチームに関すること。
- (4) その他特定地域再生事業及び公共施設再生計画に関連する事項に関すること。

### (組織等)

第4条 委員会は、委員8名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市のまちづくりに関し知識経験を有する者
- (3) 副市長
- (4) 関係行政機関の職員

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (委員会)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その進行を行う。

2 委員会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を委員会に加えるものとする。

4 臨時委員の任期は、委嘱の日から委員会への出席が終わるまでの間とする。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報告）

第8条 委員長は、委員会における検討結果を報告書として取りまとめ、市長に提出する。

（庶務等）

第9条 委員会の庶務は、財政部資産管理室資産管理課において処理する。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月9日から施行し、平成26年3月31日限り、その効力を失う。